

## ○低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限 価格制度に係る最低制限価格の算定について

平成13年11月9日 建情第1497号  
各土木現業所企画調整室長、工事契約課長あて  
建設情報課長、技術管理課長

〔沿革〕平成20年3月5日建情第1274号、22年3月26日第1123号改正、平成24年3月9日第1280号改正

低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算定については、平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」、平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定について」、平成14年10月29日付け建情第494号建設情報課長、技術管理課長通達「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について」及び平成14年10月31日付け建計第321号建築整備室計画管理課長通達「建築工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について」により事務を行っているところですが、請負工事費構成費目の取扱いについては、別紙により事務処理を適切に行ってください。

なお、別紙以外の工事については、その内容に応じ、これに準じるものとします。

建設情報課工事管理係  
建設情報課主査（制度調査）  
技術管理課設計基準係

## 別紙

### 請負工事費構成費目の取扱い

#### 1 鋼橋工場製作

工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

#### 2 小形水門・鋼製付属設備（樋門樋管工）

- (1) 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。
- (2) 据付工事の「据付間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

#### 3 機械設備

- (1) 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。
- (2) 据付工事の「据付間接費」、「設計技術費」は『現場管理費』に相当するものとする。

#### 4 電気通信設備

##### (1) 一般工事

ア 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

イ 据付工事の「機器間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

ウ 「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

##### (2) 鉄塔・反射板工事

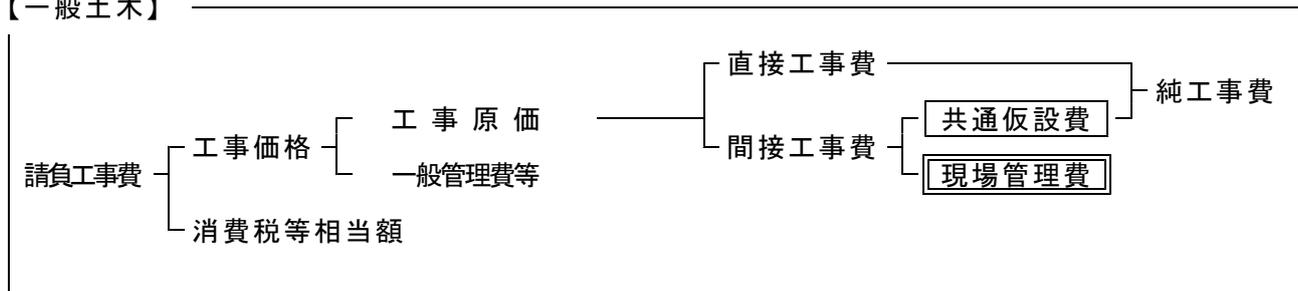
ア 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

イ 「直接製作費」は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」の合計額とする。

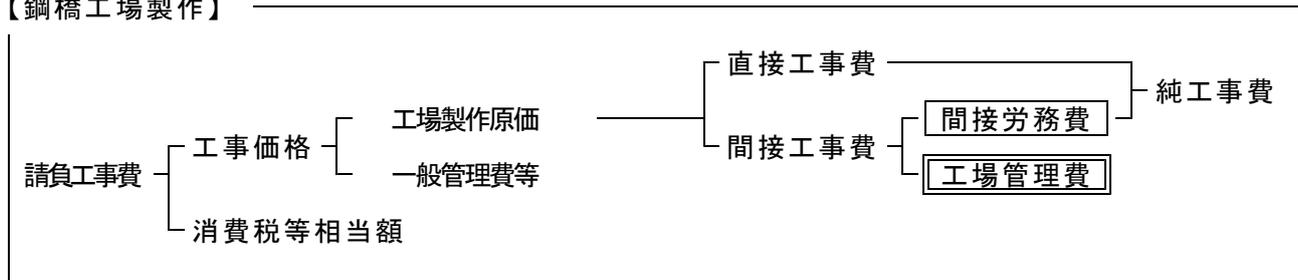
ウ 「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

# 請負工事費の構成

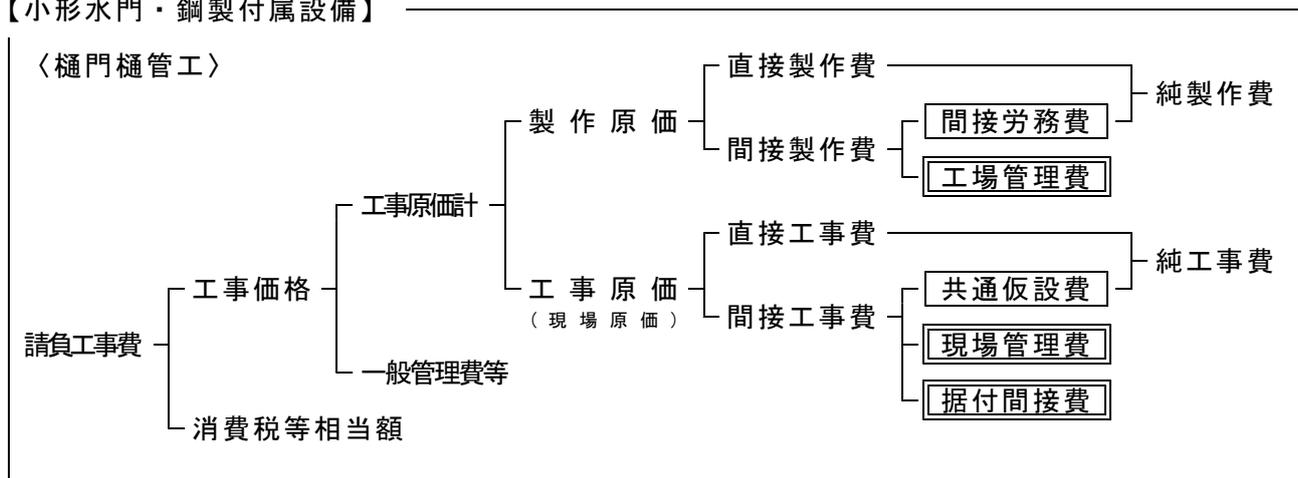
## 【一般土木】



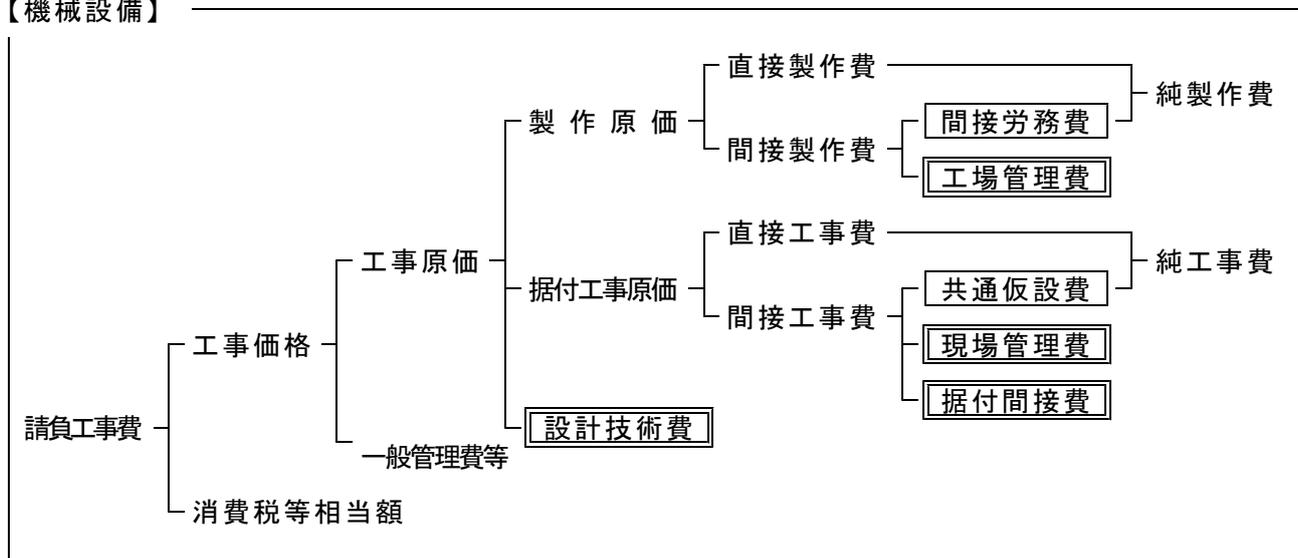
## 【鋼橋工場製作】



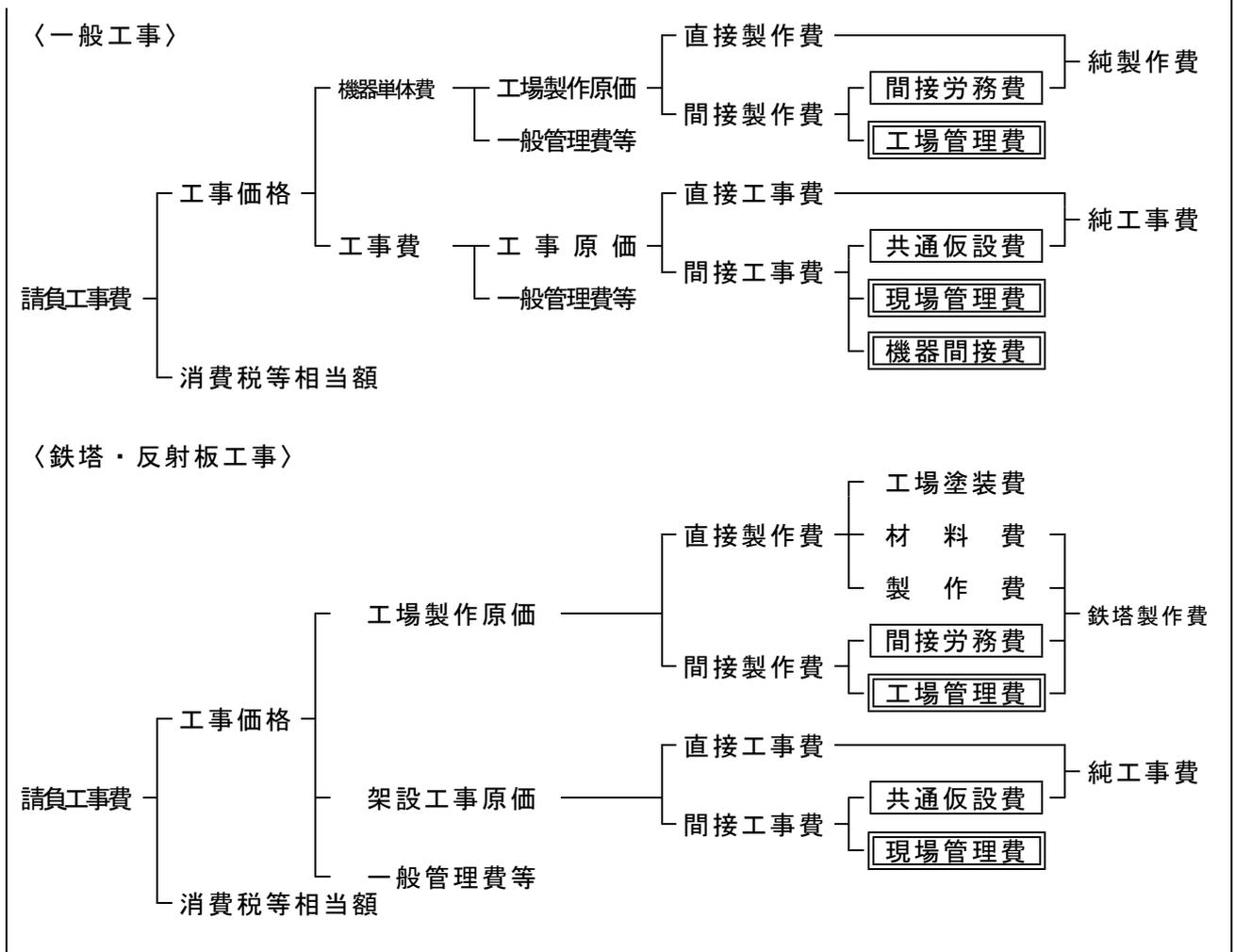
## 【小形水門・鋼製附属設備】



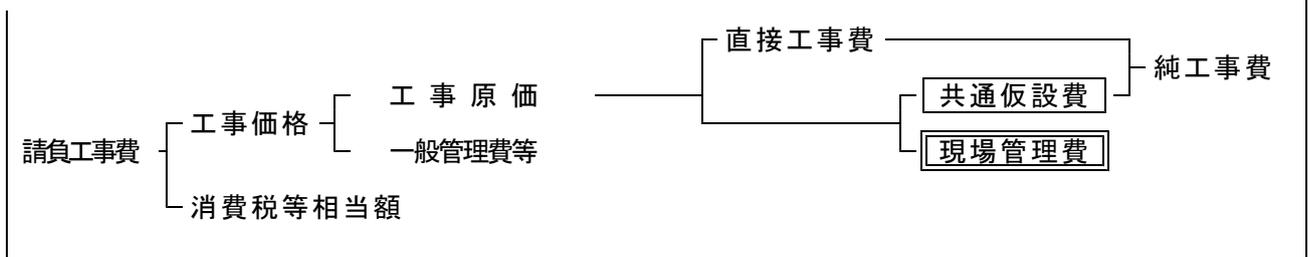
## 【機械設備】



【電気通信設備】



【建築】



注 上記構成の  は「共通仮設費」又は「共通仮設費に相当する費目」

は「現場管理費」又は「現場管理費に相当する費目」